

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)の定款第26条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、連合会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第3条 連合会は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 会長の報酬は月額とする。
- 3 会長を除く非常勤役員の報酬は日額とする。
- 4 常勤役員は無報酬とする。ただし、事務局長を兼務しない場合は非常勤役員に準ずる。
- 5 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員の報酬額は、別表1に定める金額として、理事会の承認を得て、総会で決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬の支給日については、月額をもって支給する場合は職員給与規程を準用するものとし、日額をもって支給する場合は、その都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 連合会役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 連合会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

(役員等費用弁償規程の廃止)

2 役員等費用弁償規程(平成13年9月5日施行)は廃止する。

別表 1

役員の報酬額

会長	月額 30,000円
非常勤役員(会長を除く)	理事・監事の業務に関する執行 1日につき 4,000円

別表 2

費用の額

非常勤役員の管内職務に係る費用	旅費規程に定める額 (日当を除く)
役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める額
その他	実費